

意見書

平成 22 年 11 月 22 日

総務省 情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 100-6104

住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちどうめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 かぶしがいしゃ 株式会社 ほうそう マルチメディア放送

代表取締役社長 ふなつぎ 二木 はるなつ 浩成

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考え方等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

以下のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 携帯端末向けマルチメディア放送において実現するサービス (3) ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯端末向けマルチメディア放送は、従来の放送にない新しいサービスとして様々な利用形態が創造されることが重要であると考えます。
(3) イ) ウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・リアルタイム型放送、蓄積型放送とも、新しい考え方に基づくサービスの提供を促進するよう、放送形態に応じた審査項目としていただきたいと考えます。
(3) エ)	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、蓄積型放送は利用方法に見合った柔軟な審査項目が必要と考えます。例えば、ある程度まとまった受信者数が見込めるコンテンツについては、サービス内容により一部の者（例えば、カーナビゲーションやポータブルゲーム機などのマルチメディア放送対応特定端末の保有者等）に向けた内容であっても認められるべきと考えます。
2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割当て	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数の割当てについては、各委託放送事業参入希望者の意見を参考としていただくこととなりますが、事業者毎の戦略、ビジネスモデルが異なることから、予めセグメントの割当てを決める場合であっても、そのような各事業者の戦略の違いを反映できる仕組みとすることが必要であると考えます。 ・携帯端末向けマルチメディア放送は、国民受信者の多大な協力を得て地上テレビジョン放送の完全デジタル化が完了することによって初めて利用可能となる周波数を使用して行う放送であることから、放送開始当初より、全ての周波数帯域が満たされるような割当てを実施すべきと考えます。 ・同様の理由により、帯域の割当にあたっては、マルチメディア放送全体の普及及び健全な発達に貢献する事業者へより多く割当てることが妥当と考えます。

<p>3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性 (4) ア)</p>	<p>・放送番組の補完を行う通信サービスの具体的な運用については、各通信事業者（携帯電話事業者）と各委託放送事業者が自主的に協議して決めるべきと考えます。</p>
<p>該当箇所</p>	<p>意見</p>
<p>(4) イ)</p>	<p>・ISDB-T マルチメディアフォーラムにおいて共通の基盤等を定め各通信事業者（携帯電話事業者）が歩調を合わせるべきと考えます。また、委託放送事業者毎に異なる部分については、ビジネスモデルに応じて、各委託放送事業者と各通信事業者（携帯電話事業者）とのビジネスベースの話し合いに委ねるべきと考えます。</p>
<p>(4) ウ)</p>	<p>・有料放送役務の提供に関する業務のうち、受信機能に関する業務（例えば携帯端末等に搭載されたチューナーで全セグメントの受信が可能であること等）については各委託放送事業者からの要望に対し、公平に取扱われることを希望します。また、受信機能に関わらない業務（例えば本項における①③④等）については、ビジネスベースの話し合いに委ねるべきと考えます。</p>
<p>4. 認定手続きの回数や方法 (1) ア) 及び (2)</p>	<p>・サービスの早期立上げの観点から、全事業者一括での認定手続きが望ましいと考えます。</p>
<p>(1) イ)</p>	<p>・EPG（Electronic Program Guide の略。電子番組表のこと。）、ECG（Electronic Contents Guide の略。電子コンテンツ表のこと。）の配信等の認定については、携帯端末向けマルチメディア放送においては周波数帯域に限られることから、他の領域とは別で申請及び認定手続きを行うことによる集約効果等が見込めないと考えます。当社としては、市場の早期立上げを支援する観点から、同機能について自社開発を行い、希望する委託放送事業者には同機能を提供することを考えております。</p>

<p>5. その他制度整備及び審査に当たっての要望等</p>	<ul style="list-style-type: none">・携帯端末向けマルチメディア放送全体の発展に貢献する事業者に対し、より多くの周波数を割当てるとような考え方について検討がなされるべきと考えます。・サービスの早期立上げ及び、認定された各委託放送事業者による放送開始に向けた準備期間確保の観点から、認定手続きを速やかに進めていただくことを希望します。・多様な放送サービスを提供していくため、割当周波数帯域の一部について、より柔軟な契約形態を認めるべきと考えます。例えば、日本全国のカーナビゲーションやポータブルゲーム機、デジタルサイネージ端末などのマルチメディア放送対応特定端末の保有者に対し、各委託放送事業者を通じ、当該ファイルを送信できるような形態についても検討すべきと考えます。
--------------------------------	---

以上